

一般財団法人長崎県教職員互助組合「広報媒体等への広告掲載」取扱要項

制定 平成 28 年 8 月 2 日

施行 平成 28 年 8 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、互助組合が組合員に対して周知する広報媒体等に、民間事業者等の広告を掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）をすることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 広告掲載により新たな財源確保に資するものとし、もって組合員サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する広告掲載が可能なものをいう。

ア 互助だより

イ 互助だより（退職互助部編）

ウ 互助組合のしおり

エ 退職互助部ハンドブック

オ 互助組合ホームページ バナー

カ 互助組合ホームページ 期間限定優待情報

(2) 広告付き協働発行 広告を掲載した広告媒体の協働発行をいう。

(広告掲載の範囲)

第 4 条 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲載しないものとする。なお、広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの

(2) 消費者金融に係るもの

(3) たばこに係るもの

(4) 賭博・ギャンブルに係るもの

(5) 国及び県から指名停止等の不利益処分を受けているもの

(6) その他、広報媒体に掲載する業種又は業者として適当でないと認められるもの

2 広告の内容は、互助組合の品位及び信頼性を損なうことのないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載しないものとする。なお、広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(5) 主義主張や個人名を掲載するもの

(6) 青少年の健全育成にとって有害なもの

(7) その他、広報媒体に掲載する広告として適当でないと思われるもの

(広告の掲載位置等)

第5条 広告を掲載する位置、規格、枠数及び掲載方法は、互助組合が別に定める「仕様書」によるものとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広報媒体に広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の募集は、次に掲げるとおりとする。

(1) 互助組合による募集

(2) 互助組合と広告掲載業務に関する契約を締結した広告代理店等(以下「広告代理店等」という。)による募集

2 広告代理店等は、この要項に基づき、広告主を選定し、掲載内容を検討するとともに、あらかじめ互助組合の承認を得なければならない。

3 広告代理店等は、互助組合が前項の承認を行うにあたり、必要な書類等の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

4 広告主の募集に関し必要な事項は、互助組合が別に定める「仕様書」によるものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主および広告代理店等は、広告原稿を作成し、互助組合が指定する期日までに、互助組合が指定する方法で提出しなければならない。

2 互助組合は、前項の広告原稿が広告掲載するに適当でないとき認めるときは、広告主および広告代理店等に対して広告原稿の変更を求めることができる。

3 広告原稿の作成に要する経費は、広告主及び広告代理店等の負担とする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は互助組合が別に定める「仕様書」によるものとする。

(広告付き協働発行の実施)

第9条 広告付き協働発行は、広告代理店等と別途協定書を締結し実施する。

2 広告付き協働発行を実施する広報媒体の作成に要する経費(印刷及び製本含む)は、広告代理店等の負担とする。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、互助組合が別に定める。

附則

この要項は、平成28年8月2日から施行する。

この要項は、平成30年12月13日から施行する。

この要項は、令和2年12月24日から施行する。